

第5次三浦市総合計画を定めることについて

第5次三浦市総合計画を別冊のとおり定めることにつき、三浦市議会基本条例（平成26年三浦市条例第9号）第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図り、もって安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準じると市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等により害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関等（報道を業として行う個人を含む。）による過剰な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び犯罪等により害を被ることをいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等を支援する民間の団体をいう。
- (8) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜ

られ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分に配慮して行わなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が地域社会で安全に安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の防止に十分に配慮して行わなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、市、学校、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、並びに協力することにより推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項に定める施策の策定及び実施に当たっては、関係機関等との連携及び協力に努めるものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。

2 市民等は、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせないよう十分に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことがで

きるよう、被害等により直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

3 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることがないように、プライバシー及び名誉の保護に努め、犯罪被害者等の個人情報については、厳に適正に取り扱うものとする。

（犯罪被害者等への支援）

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

（1） 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行うこと。

（2） 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。

（3） 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、緊急避難場所の提供、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。

（4） 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行うこと。

（5） 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対し、カウンセリングの実施その他必要な支援を行うこと。

（6） 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための必要な支援を行うこと。

（7） 犯罪被害者等である児童・生徒に対し、学校と連携して、年齢や発達の程度、児童・生徒の置かれた状況に応じた十分な配慮を行い、安心して教育を受けることができるよう必要な支援を行うこと。

（市内に住所を有しない者への支援）

第9条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、当該害を被った者に対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（人材の育成）

第10条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を行うものとする。

（民間支援団体への支援）

第11条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（市民等への啓発活動等）

第12条 市は、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害及び再被害の防止の重要性等について市民等が理解を深めるよう、学校及び関係機関等と連携し、啓発活動その他必要な施策を行うものとする。

（支援を行わないことができる場合）

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（意見の反映）

第14条 市は、犯罪被害者等の支援に当たり、犯罪被害者等及び関係機関等の意見を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月3日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市市税条例の一部を改正する条例

三浦市市税条例（昭和49年三浦市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の5第14項を次のように改める。

14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第4条の5第16項及び第17項中「令和7年旧法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月3日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市みどりの条例の一部を改正する条例

三浦市みどりの条例（平成10年三浦市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「緑化推進」を「緑化の推進」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針」を「及び管理」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月3日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(三浦市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 三浦市水道事業給水条例（昭和34年三浦市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(三浦市下水道条例の一部改正)

第2条 三浦市下水道条例（平成9年三浦市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「実施は、」の次に「市長又は」を加え、「が専属する」を「を選任している」に、「地方公共団体において設計及び工事を実施する」を「災害その他非常の場合において、市長が他の公共下水道管理者又は他の公共下水道管理者の指定を受けた者に設計及び工事を行わせる必要があると認める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月3日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市下水道条例の一部を改正する条例

三浦市下水道条例（平成9年三浦市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第16条関係）

基本使用料

区 分	金額（10立方メートル以下の分）
一般汚水	1,218円
業務等汚水	2,437円
公衆浴場等汚水	129円

従量使用料

区 分	汚 水 排 除 量	金額（1立方メートルにつき）
一般汚水 及び業務 等汚水	10立方メートルを超え 20立方メートル以下の分	200円
	20立方メートルを超え 30立方メートル以下の分	229円
	30立方メートルを超え 40立方メートル以下の分	273円
	40立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	314円
	50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分	372円
	100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	401円
	200立方メートルを超え 300立方メートル以下の分	430円
	300立方メートルを超える分	459円
公衆浴場 等汚水	10立方メートルを超える分	12円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月1日（以下「施行日」という。）から施行す

る。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の公共下水道の使用に係る使用料について適用し、施行日前の公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、施行日前から引き続き継続する公共下水道の使用に係る使用料であって、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定するものの額については、各日において使用者が排除した汚水の量を均等とみなし、日割りで算定するものとする。

令和7年12月3日提出

三浦市長 出口 嘉 一

工事請負契約の締結について

三浦市勤労市民センター改修工事につき、次のとおり請負契約を締結するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三浦市条例第4号）第2条の規定により議会の議決を求める。

1 契約金額

228,448,000円

2 相手方

横須賀市森崎一丁目15番1号

株式会社スワン商会

3 履行期限

令和8年11月30日

令和7年12月3日提出

三浦市長 出口 嘉 一

令和7年度三浦市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度の三浦市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148,094千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,296,798千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月3日提出

三浦市長 出口 嘉 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		5,254,719	△59,019	5,195,700
	1 地方交付税	5,254,719	△59,019	5,195,700
14 国庫支出金		3,512,570	15,133	3,527,703
	1 国庫負担金	2,505,114	699	2,505,813
	2 国庫補助金	946,095	13,714	959,809
	3 委 託 金	61,361	720	62,081
15 県支出金		1,270,702	△2,428	1,268,274
	2 県補助金	337,905	△2,428	335,477
17 寄 附 金		1,042,120	△304	1,041,816
	1 寄 附 金	1,042,120	△304	1,041,816
18 繰 入 金		1,027,809	121,205	1,149,014
	1 基金繰入金	1,027,809	121,205	1,149,014
19 繰 越 金		100,000	96,453	196,453
	1 繰 越 金	100,000	96,453	196,453
20 諸 収 入		238,817	1,054	239,871
	5 雑 入	149,358	1,054	150,412
21 市 債		2,597,000	△24,000	2,573,000
	1 市 債	2,597,000	△24,000	2,573,000
歳 入 合 計		22,148,704	148,094	22,296,798

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		184,260	3,211	187,471
	1 議 会 費	184,260	3,211	187,471
2 総 務 費		5,582,766	108,169	5,690,935
	1 総務管理費	5,038,929	109,505	5,148,434
	2 徴 税 費	231,502	△279	231,223
	3 戸籍住民基本台帳 費	135,644	△5,136	130,508
	4 選 挙 費	107,595	882	108,477
	5 統計調査費	33,728	1,306	35,034
	6 監査委員費	35,368	1,891	37,259

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		7,357,606	3,163	7,360,769
	1 社会福祉費	4,403,206	15,604	4,418,810
	2 児童福祉費	1,548,167	△914	1,547,253
	3 生活保護費	1,406,232	△11,527	1,394,705
4 衛 生 費		2,423,626	19,056	2,442,682
	1 保健衛生費	710,913	12,689	723,602
	2 清 掃 費	1,395,433	6,367	1,401,800
5 農林水産業費		426,592	△3,101	423,491
	1 農 業 費	185,846	2,540	188,386
	2 水産業費	240,746	△5,641	235,105
6 商 工 費		700,479	21,166	721,645
	1 商 工 費	700,479	21,166	721,645
7 土 木 費		1,543,746	3,304	1,547,050
	1 土木管理費	79,902	△4,611	75,291
	2 道路橋りょう費	422,321	14,011	436,332
	3 河 川 費	38,057	△5,167	32,890
	4 都市計画費	934,222	△1,929	932,293
	5 住 宅 費	69,244	1,000	70,244
8 消 防 費		900,152	1,681	901,833
	1 消 防 費	900,152	1,681	901,833
9 教 育 費		1,229,642	△8,555	1,221,087
	1 教育総務費	228,027	13,148	241,175
	2 小学校費	305,078	△13,462	291,616
	3 中学校費	189,439	△9,906	179,533
	4 学校給食費	240,233	315	240,548
	5 社会教育費	161,634	661	162,295
	6 保健体育費	105,231	689	105,920
歳 出 合 計		22,148,704	148,094	22,296,798

第 2 表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持修繕事業	39,292
9 教育費	2 小学校費	小学校義務教育施設維持管理事業	6,063
	3 中学校費	中学校義務教育施設維持管理事業	1,243

第 3 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
フィルタリングソフト利用料 (学校教育課)	令和8年度から 令和12年度まで	14,410

第 4 表 地方債補正

(変 更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
橋りょう維持修繕事業費	15,000	16,700
小学校教材教具整備事業費	40,000	23,400
中学校教材教具整備事業費	21,400	12,300

令和7年度三浦市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度の三浦市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,656千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,519,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月3日提出

三浦市長 出口 嘉 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		443,179	△5,656	437,523
	1 他会計繰入金	432,132	△7,318	424,814
	2 基金繰入金	11,047	1,662	12,709
歳入合計		5,525,415	△5,656	5,519,759

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		98,730	△7,318	91,412
	1 総務管理費	92,849	△7,318	85,531
7 諸支出金		15,548	1,662	17,210
	1 償還金及び還付加算金	7,506	1,662	9,168
歳出合計		5,525,415	△5,656	5,519,759

令和7年度三浦市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度の三浦市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,084,179千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月3日提出

三浦市長 出口 嘉 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		192,983	330	193,313
	1 他会計繰入金	192,983	330	193,313
歳入合計		1,083,849	330	1,084,179

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		27,553	330	27,883
	1 総務管理費	27,553	330	27,883
歳出合計		1,083,849	330	1,084,179

令和7年度三浦市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度の三浦市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,793千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,108,351千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月3日提出

三浦市長 出口 嘉 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,386,573	1,420	1,387,993
	2 国庫補助金	360,468	1,420	361,888
4 支払基金交付金		1,583,594	96	1,583,690
	1 支払基金交付金	1,583,594	96	1,583,690
5 県支出金		862,773	772	863,545
	2 県補助金	34,375	772	35,147
7 繰入金		1,045,939	9,455	1,055,394
	1 他会計繰入金	931,403	△314	931,089
	2 基金繰入金	114,536	9,769	124,305
8 繰越金		1	16,050	16,051
	1 繰越金	1	16,050	16,051
歳入合計		6,080,558	27,793	6,108,351

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		127,403	△359	127,044
	1 総務管理費	82,761	△596	82,165
	3 介護認定審査会費	40,502	237	40,739
3 地域支援事業費		235,167	446	235,613
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	159,813	276	160,089
	2 包括的支援事業・任意事業費	75,354	170	75,524
6 諸支出金		1,353	27,706	29,059
	1 償還金及び還付加算金	1,353	27,706	29,059
歳出合計		6,080,558	27,793	6,108,351

令和7年度三浦市市場事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度の三浦市市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,295千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ616,795千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月3日提出

三浦市長 出口 嘉 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		151,526	△ 10,295	141,231
	1 他会計繰入金	105,434	△ 10,295	95,139
歳入合計		627,090	△ 10,295	616,795

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		84,112	△ 10,295	73,817
	1 総務管理費	84,112	△ 10,295	73,817
歳出合計		627,090	△ 10,295	616,795

令和7年度三浦市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度三浦市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度三浦市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量）（補正後の予定量）

（4）	主要な建設	管きょ建設	233,818千円	235,941千円
	改良事業	改良費		

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,168,785千円	2,061千円	1,170,846千円
第1項 企業債	387,300千円	1,000千円	388,300千円
第3項 補助金	365,000千円	1,061千円	366,061千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,181,969千円	2,123千円	1,184,092千円
第1項 建設改良費	717,741千円	2,123千円	719,864千円

第4条 予算第5条に定めた限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
公共下水道整備事業費	387,300千円	388,300千円

令和7年12月3日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三浦市職員の給与に関する条例（昭和30年三浦市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	186,800	219,400	242,000	309,800	366,800	420,700
	2	187,900	221,000	243,300	311,300	368,500	422,600
	3	189,100	222,600	244,700	312,700	370,100	424,500
	4	190,200	224,100	246,100	314,100	371,700	426,300
	5	191,300	225,600	247,500	315,500	373,300	428,100
	6	192,400	227,200	248,900	316,600	375,100	429,900
	7	193,600	228,800	250,300	317,600	376,600	431,700
	8	194,700	230,400	251,700	318,800	378,200	433,500
	9	195,800	232,000	253,100	320,000	379,500	435,100
	10	196,900	233,700	254,300	321,600	381,100	436,600
	11	198,100	235,000	255,600	323,200	382,700	438,100
	12	199,200	236,300	256,900	324,800	384,200	439,600
	13	200,300	237,600	258,100	326,200	386,100	441,100
	14	202,000	238,700	259,300	327,800	388,000	442,400
	15	203,600	239,800	260,500	329,400	389,900	443,700
	16	205,200	240,900	261,700	331,000	391,700	444,900
	17	206,700	242,000	262,800	332,400	393,200	446,100
	18	208,400	243,300	263,900	334,100	395,000	447,400
	19	210,000	244,700	265,000	335,700	396,700	448,700
	20	211,600	246,100	266,100	337,300	398,300	449,900
	21	213,100	247,500	270,000	338,700	400,000	451,100
	22	214,800	248,900	271,000	340,400	401,400	451,900
	23	216,500	250,300	271,900	342,100	402,800	452,700
	24	218,200	251,700	272,700	343,700	404,200	453,500

25	219,400	253,100	273,600	344,900	405,600	454,100
26	221,000	254,300	275,200	346,800	406,800	454,700
27	222,600	255,600	276,700	348,500	408,000	455,300
28	224,100	256,900	278,200	350,100	409,000	455,900
29	225,600	258,100	279,000	351,600	410,100	456,600
30	227,200	259,300	280,300	353,200	411,300	457,400
31	228,800	260,500	282,200	354,800	412,400	457,800
32	230,400	261,700	283,200	356,400	413,500	458,500
33	232,000	262,800	284,200	358,100	414,200	459,000
34	233,700	263,900	285,200	359,900	414,900	459,400
35	235,000	265,000	286,200	361,700	415,500	459,800
36	236,300	266,100	287,200	363,500	416,200	460,200
37	237,600	270,000	288,200	365,000	416,800	460,600
38	238,700	271,000	289,500	366,400	417,400	460,900
39	239,800	271,900	290,800	367,800	417,900	461,200
40	240,900	272,700	292,000	369,200	418,300	461,500
41	242,000	273,600	293,200	370,700	418,700	461,800
42	243,300	275,200	294,500	371,500	418,900	462,100
43	244,700	276,700	295,700	372,400	419,200	462,400
44	246,100	278,200	296,900	373,400	419,500	462,700
45	247,500	279,000	297,900	374,300	419,800	463,000
46	248,900	280,300	299,100	375,400	420,100	
47	250,300	282,200	300,300	376,300	420,400	
48	251,700	283,200	301,600	377,300	420,700	
49	253,100	284,200	302,900	378,200	420,900	
50	254,300	285,200	303,900	378,900	421,200	
51	255,600	286,200	304,900	379,600	421,400	
52	256,900	287,200	305,900	380,200	421,700	
53	258,100	288,200	307,000	380,600	421,900	
54	259,300	289,500	308,200	381,200	422,200	
55	260,500	290,800	309,300	381,800	422,500	
56	261,700	292,000	310,500	382,500	422,800	
57	262,800	293,200	311,600	382,800	423,000	
58	263,900	294,500	312,900	383,500	423,300	
59	265,000	295,700	314,200	384,200	423,600	
60	266,100	296,900	315,500	384,800	423,800	
61	267,000	297,900	316,700	385,100	424,000	
62	268,000	299,100	318,000	385,600	424,300	
63	269,000	300,300	319,300	386,200	424,600	
64	270,000	301,600	320,600	386,800	424,800	
65	271,000	302,900	321,900	387,100	425,000	
66	271,900	303,900	323,100	387,700	425,300	
67	272,700	304,900	324,400	388,400	425,600	
68	273,600	305,900	325,500	389,000	425,800	
69	274,400	307,000	326,400	389,400	426,000	
70	275,200	308,200	327,700	389,900	426,300	
71	276,000	309,300	329,000	390,500	426,600	
72	276,700	310,500	330,300	391,000	426,800	
73	277,400	311,600	331,400	391,500	427,000	
74	278,200	312,900	332,700	392,100		
75	279,000	314,200	333,900	392,500		
76	279,600	315,500	335,100	392,800		
77	280,300	316,700	336,400	393,200		
78	281,100	318,000	337,400	393,700		
79	281,800	319,300	338,500	394,100		
80	282,500	320,600	339,600	394,500		
81	283,200	321,900	340,300	394,900		
82	283,900	323,100	341,200	395,400		
83	284,600	324,400	341,900	395,800		

	84	285,300	325,500	342,700	396,200		
	85	286,000	326,400	343,500	396,500		
	86	286,600	327,700	343,900			
	87	287,300	329,000	344,400			
	88	287,900	330,300	345,100			
	89	288,600	331,400	345,900			
	90	289,200	332,700	346,600			
	91	289,900	333,900	347,300			
	92	290,600	335,100	347,900			
	93	291,100	336,400	348,400			
	94	291,700	337,400	349,000			
	95	292,300	338,500	349,500			
	96	293,000	339,600	350,100			
	97	293,600	340,300	350,400			
	98	294,200	341,200	350,900			
	99	294,800	341,900	351,200			
	100	295,500	342,700	351,600			
	101	296,100	343,500	352,000			
	102	296,700	343,900	352,500			
	103	297,200	344,400	353,000			
	104	297,700	345,100	353,500			
	105	298,200	345,900	353,800			
	106	298,800	346,600	354,200			
	107	299,300	347,300	354,600			
	108	299,900	347,900	355,000			
	109	300,300	348,400	355,300			
	110	300,800	349,000	355,700			
	111	301,300	349,500	356,100			
	112	301,900	350,100	356,500			
	113	302,400	350,400	356,700			
	114	302,800	350,900	357,100			
	115	303,100	351,200	357,500			
	116	303,400	351,600	357,900			
	117	303,600	352,000	358,100			
	118	303,900	352,500	358,400			
	119	304,100	353,000	358,800			
	120	304,400	353,500	359,100			
	121	304,600	353,800	359,400			
	122			359,800			
	123			360,200			
	124			360,600			
	125			361,100			
	126			361,500			
	127			361,900			
	128			362,300			
	129			362,800			
	130			363,200			
	131			363,500			
	132			363,800			
	133			364,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		200,300	227,800	284,200	290,100	331,900	374,800

第 2 条 三浦市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項第 2 号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、
同号に次のように加える。

セ	使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200 円
ソ	使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700 円
タ	使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200 円
チ	使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700 円
ツ	使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200 円
テ	使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600 円
ト	使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000 円
ナ	使用距離が片道100キロメートル以上	66,400円

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三浦市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第3項第2号及び別表第1の規定は令和7年4月1日から適用し、新条例第17条第2項及び第3項並びに第18条第2項の規定は令和7年12月1日から適用する。

(令和7年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和7年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の三浦市職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年12月18日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三浦市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

フルタイム会計年度任用職員行政職給料表
(単位 円)

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	195,800	213,100
2	196,900	214,800
3	198,100	216,500
4	199,200	218,200
5	200,300	219,400
6	202,000	221,000
7	203,600	222,600
8	205,200	224,100
9	206,700	225,600
10	208,400	227,200
11	210,000	228,800
12	211,600	230,400
13	213,100	232,000
14	214,800	233,700
15	216,500	235,000
16	218,200	236,300
17	219,400	237,600
18	221,000	238,700
19	222,600	239,800
20	224,100	240,900
21	225,600	242,000
22	227,200	243,300
23	228,800	244,700
24	230,400	246,100
25	232,000	247,500
26	233,700	248,900
27	235,000	250,300
28	236,300	251,700
29	237,600	253,100
30	238,700	254,300
31	239,800	255,600
32	240,900	256,900
33	242,000	258,100
34	243,300	259,300
35	244,700	260,500
36	246,100	261,700
37	247,500	262,800
38	248,900	263,900
39	250,300	265,000

40	251,700	266,100
41	253,100	270,000
42	254,300	271,000
43	255,600	271,900
44	256,900	272,700
45	258,100	273,600
46	259,300	275,200
47	260,500	276,700
48	261,700	278,200
49	262,800	279,000
50	263,900	280,300
51	265,000	282,200
52	266,100	283,200
53	267,000	284,200
54	268,000	285,200
55	269,000	286,200
56	270,000	287,200
57	271,000	288,200
58	271,900	289,500
59	272,700	290,800
60	273,600	292,000
61	274,400	293,200
62	275,200	294,500
63	276,000	295,700
64	276,700	296,900
65	277,400	297,900
66	278,200	299,100
67	279,000	300,300
68		301,600
69		302,900
70		303,900
71		304,900
72		305,900
73		307,000
74		308,200
75		309,300
76		310,500
77		311,600
78		312,900
79		314,200
80		315,500
81		316,700
82		318,000
83		319,300
84		320,600
85		321,900
86		323,100

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三浦市会計
年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）

の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

令和 7 年 12 月 18 日 提出

三浦市長 出 口 嘉 一

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年三浦市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年12月18日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年三浦市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年12月18日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年三浦市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年12月18日提出

三浦市長 出口 嘉 一

令和 7 年 12 月 18 日

三浦市長 出口 嘉 一

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、貴議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	山 田 真 弓	

履 歴

氏 名 山 田 真 弓

生 年 月 日

住 所

学 歴

職 歴

そ の 他

平成 28 年 12 月

民生委員・児童委員（主任児童委員）

令和 4 年 11 月